

<p>H1-018 □□□</p>	<p>【民法／債権の譲渡】</p> <p>売買代金債権や貸金債権などになっている債権のことを(①)とし、譲渡人が(②)に通知をし、まなければならない。(②)その他の第三できない。</p> <p>前述の通知または承諾は、(③)によってしなければ、(②)以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 48px; font-weight: bold; background-color: #cccccc;">SAMPLE</p> <p>債権者が債権者(著作権使用料の請求権を持つ者)、出版社が債務者(著作権使用料の支払い義務を負う者)という関係になる。</p> <p>* 特許権の通常実施権も指名債権に該当すると解される。</p> <p>* 「③確定日付のある証書」には、実務的には内容証明郵便等が用いられる。</p> <p>第15回(コン)問5、問6に関連</p>
<p>H1-019 □□□</p>	<p>【民法／分割債権・分割債務】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>数人の債権者または債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者または各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、または義務を負う。</p>	<p>適切である。つまり、債権者または債務者が複数名いる場合には、それらの債権・債務は原則として分割債権・分割債務になるということである(分割債権債務の原則)。</p> <p>ただし、債権の目的物が可分であることが分割債権・分割債務とされるための要件となる。(民427条)</p>
<p>H1-020 □□□</p>	<p>【民法／債務不履行】</p> <p>債権の内容が債務者の落ち度によってない場合、債務不履行となる。債務(①)、(②)、(③)の3パターンがある。正当な理由なく債務の履行を行わないは債権者に対して(④)を支払う責任。債権者が(⑤)できるようになったりする。なお、債権者が力づくで権利の実現を図ることを(⑥)というが、これは禁止されている。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 48px; font-weight: bold; background-color: #cccccc;">SAMPLE</p> <p>全履行 救済</p>
<p>H1-021 □□□</p>	<p>【民法／債務不履行責任】</p> <p>債務不履行責任が問われるためには、債務者の責に帰すべき事由があることが要件となる。この事由は、(①)と呼ばれる。これは、債務者の(②)または(③)のことである。</p>	<p>①帰責事由    ②故意    ③過失</p>